

インド特許局が国際調査/国際予備審査機関として運用開始

2013 年 10 月 17 日

JETRO ニューデリー

インド特許局は、10 月 15 日付で同局ホームページ上において、同局が PCT 出願の国際調査／国際予備審査機関として運用を開始したと公表した。インド特許局の国際調査／国際予備審査機関化は 2007 年に WIPO(世界知的所有権機関)に承認され、その後インド国内で運用開始に向けた準備が進められていた。

今後インド特許局で受理した PCT 出願については、インド特許局に対しても国際調査、国際予備審査を請求可能になる。

インドを管轄している国際調査機関の、本日付の国際調査費用は以下の通り。

	インド	中国	米国	オーストラリア	オーストラリア	EPO	スウェーデン
国際調査(US\$)	172※	334	2080	2084	2303	2419	2419

※個人出願人の場合には、US\$43 に減額。

また、インド特許局は、同日付で国際調査／国際予備審査機関化に伴い特許規則を改正した。とりわけ、特許規則 4 に(3)以下が追加され、所定の本支局に出願した場合であっても、他の本支局への案件の移管が可能となった。(下線部が今回改正部分)

規則 4 所管オフィス

(1) 特許局の所管オフィスは、次の通りとする。

(i) 本法に基づく全ての手続について、所管オフィスは、その地域管轄内で以下の事項に該当する特許局の本局又は支局とする。

(a) 特許出願人又は共同出願の場合は最初に記載された特許出願人が、通常居住し若しくは住所を有するか、又は営業所若しくは当該発明が実際に生み出された場所を有すること、又は

(b) 特許出願人又は手続当事者がインドにおいて営業所又は住所を有していないときは、当該出願人又は当事者の届け出たインドにおける送達宛先が位置すること

(ii) (削除)

(2) 本法に基づくいかなる手続に関しても、一旦決定された所管オフィスは通常は変更されない。

(3) (2)の規定に関わらず、特許局長官は受理した特許出願を特許局の本局又は支局に移管できる。

(4) (1)の規定に関わらず、特許法第 16 条に基づき新たにされる出願¹は、最初に記載された出願²で出願すべきオフィスに出願しなければならない。

(5) 2013 年改正特許規則の施行以前に、最初に記載された出願の出願すべきオフィス以外に出願された、すべての特許法第 16 条に基づき新たにされる出願は、最初に記載された出願の出願すべきオフィスに移管されなければならない。

(今浦 陽恵)

本内容は、日本貿易振興機構が 2013 年 10 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。

¹ 分割出願を指す。

² 親出願を指す。